



## 贈与税の申告も お忘れなく!!

今月の16日より平成23年分の所得税確定申告の受付が始まります。申告期限は3月15日になります。(還付申告の受付は、上記の日以前から始まります。) この時期は所得税の申告だけでなく、贈与税の申告時期でもあります。平成23年分の贈与税の申告受付は、2月1日から3月15日までです。今回は、「**贈与税の申告**」について報告します。

### ■申告を必要とする人

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた個人で、以下に記載する場合は、贈与税の申告を必要とします。

○暦年課税を適用する場合には、その財産の価額の合計額が110万円を超える場合

※「暦年課税」とは? 1年間に複数の人から贈与を受けた場合でも、贈与者の人数に関わらず毎年110万円の基礎控除額があります。税率は課税価額に応じた税率を適用します。

○相続時精算課税制度を適用する場合

※「相続時精算課税」とは? 特定の贈与者から贈与を受けた財産の価額が2,500万円の特別控除額を超えると一律20%の税率が掛けられます。相続時にこの贈与財産も加算して相続税を計算します。この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更は出来なくなります。

○各種特例を利用して、贈与を行った場合

など

### ■相続時精算課税制度を利用する場合は?

上記の相続時精算課税制度を利用する場合は、何点かの適用要件があり、贈与財産が110万円以下であっても贈与税の申告書及び添付書類を提出し、その適用を受けなければなりません。

### ■住宅取得等資金の非課税制度を利用する場合は?

**制度の概要** ⇒ 父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、住宅取得等資金のうち、平成23年の贈与についてこの制度の適用を受ける人は1,000万円までの金額について贈与税が非課税となります。詳しい適用要件については、税務署発行の「贈与税の申告のしかた」等をご覧ください。

**申告について** ⇒ この制度を利用する場合は、贈与税の申告書の提出期限内に贈与税の申告書及び添付書類を提出し、その適用を受けなければなりません。税額が出なくとも申告が必要になりますので注意して下さい!!

### ■災害に関する贈与税の取扱いについて

昨年の東日本大震災の発生に伴い、災害に関する贈与税及び相続税について、納税猶予・特例制度があります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

## H23年2・3月の税務予定

### 2月の主な税務

#### ■2/10(金)

- ・1月分源泉所得税(毎月納付される原則の方)
- ・住民税の特別徴収税額の納期限

#### ■2/29(水)

- ・12月決算法人の確定申告と納税
- ・6月決算法人の中間申告と納税
- ・消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告と納税 [消費税及び地方消費税]